## 女川町の被災市街地復興推進地域内における建築制限について

平成23年11月

「東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する 法律」に基づき被災市街地の建築制限区域に指定していた区域と一部地域を加えて、 被災市街地復興特別措置法に基づき、女川町が被災市街地復興推進地域の指定を行い ます。

これに伴い、同地域内においては、一部の建築行為等について、知事の許可を受けて行うことができます。

## 1 被災市街地復興推進地域制度の概要

(1) 目的

被災市街地の復興のため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などを実施する必要がある地域において、一定の期間、建築行為等について許可を要することとする。

- (2) 制限の対象
  - ・ 土地の形質の変更
  - ・建築物の新築、改築若しくは増築
- (3) 許可を受けることができるもの (例)
  - 自己居住用又は自己業務の建築物で、次に掲げる要件に該当するもの。
    - ・階数が2 以下で、かつ、地階を有さないもの。
    - ・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造りであること。
    - ・容易に移転し、又は除却ができること。
    - 敷地の規模が300 m<sup>2</sup> 未満であること。
  - 復興まちづくり事業の支障とならないもの。

## ※復興まちづくり事業の支障となる場合もありますので、建築を検討される場合 は早めに御相談をお願いします。

- (4) 対象区域
  - ・対象区域:別紙のとおり
  - ・対象面積:約182.6~クタール
- (5) 制限期間

平成23年11月11日から平成25年3月10日まで

- (6) 申請に係る相談窓口・申請書の提出先
  - ·相談窓口:女川町復興対策室
  - 申請書の提出先:宮城県東部土木事務所行政班

相談窓口 女川町役場仮庁舎2階 女川町復興対策室 0225-54-3131